2

《奈良時代の土地制度》

次の史料**A**～**C**と文章を読み，下記の問に答えよ。 (25点)

A （養老元年五月）丙辰，詔して曰く，「率土の百姓，四方に（　a　）して課役を規避し，遂に王臣に仕へて，或は資人を望み，或は得度を求む。王臣本属を経ず私に自ら駈使し，国郡に嘱請して遂に其の志を成す。茲に因りて，天下に流宕して郷里に帰らず。（中略）」と。

注）「得度」＝国の規定に則って正式に出家すること。

「本属を経ず」＝本籍地の役所を通さず。

「国郡に嘱請して遂に其の志を成す」＝国衙や郡衙に頼んで人民を私に利用する。

B （①養老七年四月）辛亥，太政官奏すらく，「頃者百姓漸く多くして，田池窄狭なり。望み請ふらくは，天下に勧め課せて，田疇を開闢せしめん。其の新たに溝池を造り，開墾を営む者有らば，多少を限らず給ひて（　b　）に伝へしめん。若し旧溝池を逐はば，其の（　c　）に給はん。」と。

C （天平十五年五月）乙丑，詔して曰く，「聞くならく，墾田は養老七年の格に依りて，限満つるの後，例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦し，開きたる地復た荒ると。今より以後，任に私財と為し，（　b　）（　c　）を論ずること無く，咸悉に（　d　）取ること莫れ。其の親王の一品及び一位は五百町（中略）」

646年に発布された改新の詔では，それまで豪族が私有していた土地と人民を国家のものとする，公地公民制が示された。これは，以後律令国家の基本方針となり，一定の年齢以上の農民に口分田を与え，②様々な税を負担させる制度が確立された。しかし，8世紀に入ると，荒廃田と人口の増加が，口分田の不足をもたらした。荒廃田が増加した背景には，過重な納税義務に困窮した農民による口分田の放棄があったと考えられる。また，困窮した農民は史料**A**に見られるような行動をとったため，公民を政府が直接把握して課税するという律令国家の税制を揺るがす事態となり，国家財政にも大きな影響が出るようになった。

こうした事態を打開するため，政府は③新たな土地政策を打ち出す必要があった。そこで，田地拡大をはかるため，史料**B**・**C**に見られるような，開墾を奨励する法令を出した。

問1 史料**A**中の（　a　）は，本籍地から他所に逃げた農民のうち，所在が明確で，庸・調を負担している者である。（　a　）に適する語句を記せ。（3点）

問2 下線部①に関して。

(1) 「養老七年」は西暦何年か。（3点）

(2) 史料**B**が出された「養老七年」当時の天皇と，その天皇の治世の出来事の組合せとして正しいものを，次の**ア**～**エ**の中から1つ選び，記号を記せ。（3点）

ア 聖武天皇―国分寺建立の詔発布　　**イ** 元正天皇―蓄銭叙位令の制定

ウ 聖武天皇―『日本書紀』の編纂　　**エ** 元正天皇―養老律令の制定

問3　史料**B**・**C**中のｂ～ｄ（　　）に適する語句を，それぞれ漢字２字で記せ。（６点）

問4　史料**C**の法令について述べた文として正しいものを，次の**ア**～**エ**の中から１つ選び，記号を記せ。（３点）

ア　史料**C**に基づいて開発された墾田は，納税義務のない不輸租田として登録されたため，税収増加の効果はなかった。

イ　史料**C**の法令を受けて，東大寺などの有力寺院が大規模な開墾を行い初期荘園が成立したが，その荘園経営は国司や郡司の協力のもと行われた。

ウ　史料**C**の法令によって貴族や寺院，地方豪族の土地占有が進んだため，道鏡政権下ですべての開墾を禁止する法令が出された。

エ　史料**C**の法令が発布されたことで，土地の私有化が進んで班田収授はまったく行われなくなり，公地公民制は崩壊した。

問5　下線部②に関して，力役負担の代わりに納められたものを「庸」といったが，それは正丁の場合，（　あ　）10日間の代わりに（　い　）２丈６尺などを納めるものであった。あ・い（　　）に当てはまる語句を記せ。（４点）

問6　下線部③に関して，史料**B**の前年に出された耕地拡大を目的とする計画を何というか。（３点）